

## 貸金業法完全施行2周年を迎えての会長声明

深刻化した多重債務問題に対処するために、2006年(平成18年)12月に、世論の後押しを受け、国会において全会一致で可決した改正貸金業法は、2010年(平成22年)6月18日に完全施行されるに至り、今般2年が経過するに至った。

上限金利の引き下げ・総量規制を柱とする改正貸金業法及び官民を挙げた多重債務対策の拡充により、多重債務者は確実に減少している。また、一部で懸念されていたヤミ金融の増加も認められない。よって、改正貸金業法は極めて順調に施行されていると評価できる。

ところが、昨今、金利規制・総量規制の緩和を求め、貸金業法を「再改正」する動きが一部に見られる。「再改正」の根拠として、改正貸金業法のために貸付を受けられない者が増加し、或いは、ヤミ金融に流れているなどと言われている。しかしながら、貸付を受けられない者が増加し、或いは、ヤミ金融に流れているといった具体的事実は認められない。むしろヤミ金融被害事案は減少している。

そもそも経済的に逼迫し貸付を受けられない者に高利融資をしてもその者の生活や事業が破綻するだけで長期的に見れば救済されるわけではない。経済的に逼迫した市民や事業者の救済には、セーフティネットや低利融資制度の拡充こそが求められる。更に言えば、ヤミ金融は犯罪であり、その徹底的取締こそ求められるのであって、改正貸金業法の再改正で解決すべき問題ではない。

以上、現在、議論されている方向で貸金業法を「再改正」する必要は乏しい。

当会は、改正貸金業法が完全施行されてから2年目を迎えるにあたり、改正貸金業法の成立及び完全施行を改めて評価するとともに、貸金業法の規制緩和の動きに強く反対する。同時に、当会は、今後とも無料法律相談など多重債務対策に取り組むことを確認する。

2012年(平成24年)6月18日

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史